

## ハラスメント防止宣言

ハラスメント行為は人権にかかわる問題であり、従業員の尊厳を傷つけ職場環境の悪化を招く、ゆゆしき問題です。

A Tグループ健康保険組合はハラスメント行為は断じて許さず、すべての従業員が互いに尊重し合えるよう、

次のとおり取り組みます。

- 当健康保険組合は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど、あらゆる個人の尊厳を損なう行為を許しません。また、それらを見過ごすことも許しません。
- 当健康保険組合は、管理職を始めとする全職員に対して研修などを通じて、ハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない企業風土づくりをします。
- 当健康保険組合は、ハラスメントの解決のために相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いはい行いません。また、プライバシーを守って対応します。

2020年5月